

地公退ニエース

No. 125
2015. 7. 21
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地公退職者協議会
発行人 川端 邦彦

03-3262-5546

「骨太方針二〇一五」決定、歳出削減のターゲットは社会保障 医療・介護を中心に新たな負担増、給付抑制を方針化

政府は、六月三〇日、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」について、「骨太方針二〇一五」を閣議決定した。方針は、財政健全化目標を「二〇二〇年度までに基礎的財政収支の黒字化達成」に置き、そのため社会保障を「歳出改革の重点分野」として位置づけている。二〇一八年度までの三年間を集中改革期間として、高齢化等による社会保障費の自然増分を三年間で一・五兆円相当に抑制するため、医療費や介護費用の削減を中心に新たな利用者負担引き上げや「インセンティブ改革」の名による社会保障サービスの利用抑制を強く打ち出した。しかし社会保障費の自然増は、年間一兆円程度が見込まれており、この間強めてきた社会保障給付費の抑制を更に強める方向性を打ち出した。

◆国民生活を顧みないアベノミクスの自画自賛

「骨太方針」は、アベノミクスの成果として、企業収益の改善・株価の過去最高の更新、賃上げ二%以上、失業率の低下などを挙げ、「経済の好循環が着実に実現」、地方でも「雇用・所得面での改善が波及」、「デフレ脱却・経済再生」は大きく前進した、と自賛している。しかし、同時期に発表された厚労省の「国民基礎調査」によれば、国民所得は前年比で一・五%減、高齢者世帯では二・八%減となっており、生活意識調査では過去最高の六二・四%が「生活苦」を訴えていることが明らかになっている。

安倍政権はこうした国民生活の事態を無視し、従来の経済成長至上路線をさらに推進し大企業の「稼ぐ力」を強化するための規制緩和、公共サービスの市場化促進などの姿勢を強めている。

◆「インセンティブ改革」という名の給付抑制の誘導・強制

安倍政権は成長戦略の加速に向け、法人税改革、規制改革等を促進させ「経済の好循環」を拡大させるとし、そのため、①公的サービスの産業化、②インセンティブ改革、③公共サービスのイノベーションを取り組みの基本指針として掲げている。

「公的サービスの産業化」では、市町村の窓口分野等の外部委託を加速し、「官民のイコールフットイングをすべての公共サービスにおいて徹底する」としている。

「インセンティブ改革」として、公共サービスに、「頑張るものを支える仕組みへのシフト」、後発医薬品の利用率向上などの保険者の努力に応じた交付金額の増減、健康づくり等を行う個人に対するヘルスケアポイントの付与、診療報酬・介護報酬を活用した病床再編・投薬適正化、医療費の地域格差是正、などを挙げている。

◆歳出改革は、医療・介護制度見直しに集中

主な医療・介護の見直しとしては

① 「医療・介護提供体制の適正化」として、入院受療率の地域差縮小、医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化、外来医療費の地域差の是正など。

また都道府県ごとに医療費水準や医療提供に関する目標を設定する医療費適正化計画の策定、地域医療介護総合確保基金による都道府県の病床再編や地域差是正の努力を支援。

② 「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」としては、医療保険における窓口負担の在り方や介護保険における利用者負担の在り方等の見直し（負担率二割の導入）。介護納付金の総報酬割の検討。マイナンバーを活用し、金融資産等の把握による負担を求める仕組みの検討。

更に公的保険給付の範囲や内容を見直し、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等給付の見直し（自己負担化）や地域支援事業への移行の検討、などとなっている。

医療・介護制度は、現在、地域医療構想の策定や予防給付の市町村事業への移行、利用者負担の二割負担などが実施されようとしている。こうした中で、「骨太方針」は、二〇一八年度に向けさらなる負担増と給付抑制を打ち出すことは極めて問題が大きい。

日本年金機構の個人情報流出について

一・日本年金機構は二〇一五年六月一日に、「五月二十八日に、不正アクセスにより個人情報約一二五万件が外部に流出したことが判明した」と公表した。流出した情報の内訳は、「基礎年金番号と氏名」が約三・一万件、「基礎年金番号と氏名と生年月日」が約一一六・七万件、「基礎年金番号と氏名と生年月日と住所」が約五・二万件で、合計約一二五万件と説明した。

その後、基礎年金番号にもとづく住所の確認等が終了した六月二二日の段階で、「受給者約五三万人弱、被保険者約四八万人強、計一〇一万人強が該当し、すべての都道府県に該当者が分布している（都道府県別の内訳を公表）」と説明した。最大は大阪府の九六八八四人、最少は山形県の三三八三人。

二・事態は外部からのサイバー攻撃による被害であり、憎むべきは年金機構の担当者を欺くメールにウイルスをしかけコンピュータに侵入し情報を盗み出した犯罪者である。しかし、いまでもなく政府とその関係機関が収集した個人情報に厳格に保護されなければならない、犯罪者の攻撃も織り込んだ侵入・漏洩防止のための体制とルールが確立されていないならばならない。年金機構では、流出該当者の基礎年金番号を変更付番して流出情報を無力化することを開始したが、これに伴う事務混乱のリスクは避けられない。また、調査・再発防止のための委員会が設置されたが、伝えられる範囲では一部でパスワードの設定ルールが実施されていないことによるとされている。年金実務を担う組織には万全の個人情報保護と合理的な実務態勢を整備して再発を防止する責務がある。

三・情報流出に便乗して早くも詐欺を試みる犯罪者が出ており、年金受給者はこれに騙されないよう警戒する必要がある。年金機構は、情報流出該当者に対し機構から送ったことが明白な封筒を用いて文書で連絡しており、電話を掛けることはないと説明している。他の振り込め詐欺と同様、不審な電話には対応しないこと、仮に行動を起こそうとする場合は事前に関係者に確認することが肝要である。

四・地公退は「マイナンバー」について、国家権力の都合を市民の権利の上に置く自公政権のもとでは、個人情報保護は軽視されその流出が防止できないことを危惧した。また、ナンバーの使われ方は行政の利便・市民管理優先で給付付税額控除などの市民への諸給付充実は構想されていないことから、その発足や利用拡大に反対を表明した。マイナンバーも基礎年金番号も住民基本台帳番号と「紐つけ」で結ばれるので事実上一体のものである。今次の流出を教訓にして改めて番号の持つ危険性を認識して厳格な個人情報保護を確立すべきである。

戦争法制は違憲

理屈にならない強弁

安倍政権は二〇一四年七月に「集团的自衛権行使は、現憲法に違反しない」とする勝手な解釈を閣議決定し、その上に立って第一八九国会に一連の戦争法制を提案してその強行可決をはかろうとしている。これに対して、常識ある市民はもとより、多くの憲法学者・官僚経験者が違憲であり法制度の安定性を壊すと反対している。政府・与党は一貫して集团的自衛権行使の結論ありきで、理屈にならないこじつけ強弁で憲法解釈の変更を押し通そうとしている。あまりのひどさにまともに論評することもはばかられるが、次の点だけは指摘しておかなければならない。

第一は政権が一九七二年の政府見解「集团的自衛権と憲法の関係」を解釈変更の根拠にしていることだが、普通の論理ではありえない。先の政府見解は縷々述べた後、「したがって憲法下では集团的自衛権は認められない」と結論付けた。しかるに、今回の政府見解は同じ論拠で結論が正反対になっている。この件を担当した自民党の高村氏は弁護士経験があると聞くが、同じ事実認定に基づいて結論が有罪だったり無罪だったりするともいえるのだろうか。

第二は、砂川判決を解釈変更の根拠にしていることである。事実を知る多くの関係者が指摘しているように、この判決は集团的自衛権については言及していない。また、その内容は米軍駐留の合憲性について日本の最高裁判所が判断を放棄して、独立国家の憲法の在り方を傷つけたものであった。

それに加えて、この時の最高裁の田中耕太郎長官は一方の当事者である米国（基地に侵入されたとする側）のマッカーサー大使と事前に協議して、跳躍上告という方式で速やかに決着を図ったこと、その意をくむ判決を出したことが判明しており、当時の被告は憲法第三七条の「公平な裁判」に違反した無効な判決だとして免訴判決を求める再審請求をしている。集团的自衛権については言及していないうえ、憲法に定められた公平な裁判に反するという致命的な問題を持つ砂川判決を論拠にすることは、政権の没論理性を如実に示している。

以下に再審請求を行っている「伊達判決を生かす会」の声明を紹介する。



戦争をさせない・9条壊すな総がかり行動（6月15日 国会周辺）

二〇一五年六月十八日

「政府による砂川事件最高裁判決の悪用」に対する声明

砂川事件元被告人土屋源太郎外三名
伊達判決を生かす会

昨年七月、安倍政権は立憲主義を踏みにじり、集团的自衛権行使を憲法解釈変更で閣議決定しました。今国会ではこの法制化のため、安全保障関連法案が審議されています。このことについて、多くの憲法学者、有識者は同法案が違憲であるという意見を表明しています。

これに対して安倍首相初め政府・自民党は、同法案合憲の法的根拠は「砂川事件最高裁判決（一九五九年一月一六日）にある」と主張しています。

一九五七年、米軍立川基地の拡張反対闘争で基地内に侵入したとして、労働者・学生七名が安保条約に基づく刑事特別法違反で逮捕・起訴されたのが砂川事件です。この事件で、一九五九年三月三〇日、一審東京地裁（伊達秋雄裁判長）は「米軍駐留は憲法九条違反である」として無罪判決を言い渡しました。

これに対し検察は、この判決の早期破棄を狙って最高裁に跳躍上告しました。

最高裁での審理の争点は「安保条約に基づく米軍駐留が違憲であるか否か」であり、集团的自衛権について審理されたものでは全くありません。私たちは当時の裁判当事者として、安倍内閣がこの最高裁判決を悪用していることに強く抗議するものです。

また、この最高裁判決は「安保条約のごとき高度な政治性に関して司法が介入しない（統治行為論）」との判断をしており、最高裁が政治に寄り添い違憲審査権を放棄していることにも注目していただきたいと思えます。

近年、三名の研究者が米国立公文書館で発見した米大使の電報・電文から、「砂川事件が最高裁に係属中に、田中耕太郎裁判長（最高裁長官）が米大使・公使と密談し、米側に裁判の進め方、判決の見通し、裁判官評議の内容などを伝えた事実」が発覚し、跳躍上告も米大使の提言によるものであったことが判明しました。

この事実によって、米国が日本の司法に介入したことだけではなく、元被告人を裁いた上記最高裁判決が憲法三七条の「公平な裁判所」に違反した無効な判決であったことが明らかとなりました。砂川事件の元被告人たち及びその遺族は、昨年六月一七日、米国公文書館で発見された電報・電文を証拠として免訴判決（裁判の打ち切り判決）を求めて再審請求をしました。私たちは、司法の中立と正義がある限り、この再審請求は必ず認められると確信しています。

安倍政権が進めている集团的自衛権行使とその法制化である安保関連法案は、憲法九条違反であることは言うまでもなく、その論理は破綻しています。しかも、安倍政権は、一連の法案の合憲性の法的根拠を上記のように無効な最高裁判決に求め、最高裁判決が公平な裁判所ではなかったという憲法三七条違反の事実を無視し国民を騙しています。このような安倍政権の欺瞞を許すことはできません。集团的自衛権の行使、安全保障関連法案の廃案を求めます。

以上